

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年3月22日認可した。

平成28年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小屋谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）笛尾新池地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）横内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）導道堰地区